

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の概要

1. 法の施行について

公布：平成13年6月22日

施行：平成13年7月15日

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

(法律第65号)

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」

(政令第215号)

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」

(環境省令第23号)

2. 目的(第1条)

- (1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制。
- (2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制の速やかな整備。
- (3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進により、国民の健康の保護及び環境の保全を図ること。

3. 法律の概要

(1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは(第2条第1項)

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。(PCB廃棄物を処分するために処理したもので、下表の基準に適合するものは除く。)

1. 廃油	0.5 mg/kg 以下
2. 廃酸又は廃アルカリ	0.03 mg/l 以下
3. 廃プラスチック類又は金属くず	PCBが付着していないこと、又は封入されていないこと。
4. 陶磁器くず	PCBが付着していないこと。
5. その他	0.003 mg/l 以下

(2)事業者とは(第2条第2項)

事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。

(3)事業者の責務(第3条)

自らの責任において確実・適正に処理しなければならない。

(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(第6条)

環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めなければならない。

(5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(第7条)

県又は政令で定める市は、基本計画に即して、その区域内の処理に関する計画を定めなければならない。

4 . 規制の概要

(1) 保管等の届出（県、政令で定める市に届出）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(第8条)(省令第5条)
前年度の保管及び処分の状況等を毎年6月30日までに届出

保管事業者用 (様式第1号(1))

処分業者用 (様式第1号(2))

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書(第8条)(省令第6条)
保管する事業場に変更があったときは、10日以内に届出

(様式第2号)

承継届出書(第12条)(省令第9条)

事業者の地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に届出

(様式第3号)

(2) 期間内の処分（第10条）（政令第3条）

政令が定める期限内（平成39年3月31日）にPCB廃棄物を自ら処分し、または、処分を他人に委託しなければならない。

(3) 譲渡し及び譲受けの制限（第11条）（省令第8条）

地方公共団体に譲り渡す場合、地方公共団体が譲り受ける場合、都道府県知事が認めた場合の他は、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

5 . 保管等の状況の公表（第9条）（省令第7条）

知事（政令で定める市の長）は届出書の副本を公衆に縦覧することにより、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表する。

6 . 改善命令（第16条）（省令第10条）

環境大臣又は知事（政令で定める市の長）は事業者が期間内に処分を行わない場合、PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

7 . 報告の徴収（第17条）

環境大臣又は知事（政令で定める市の長）はPCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

8 . 立入検査等（第18条）

環境大臣又は知事（政令で定める市の長）はPCB廃棄物の保管又は処分に関し、立入検査を行うことができる。

9 . 罰則

(第24条) ・第11条 譲渡し及び譲受けの制限違反 ・第16条 命令違反	3年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又は併科
(第25条) ・第8条 保管及び処分状況の届出義務違反	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
(第26条) ・第12条 承継の届出義務違反 ・第17条 報告義務違反 ・第18条 立入検査の妨害	30万円以下の罰金